

VI 外貌(頭部、顔面、頸部)、上肢・下肢の露出面等の障害

1 障害の等級及び程度

外貌等の醜状障害について、省令別表第二に定める障害は次のとおりである。

(第2次改正・一部、第10次改正・一部)

(1) 外貌の醜状障害(系列区分 14)

第7級第12号 外貌に著しい醜状を残すもの(第11次改正・一部)

第9級第16号 外貌に相当程度の醜状を残すもの(第11次改正・追加)

第12級第14号 外貌に醜状を残すもの(第9次改正・一部、第11次改正・一部)

(2) 上肢・下肢の露出面の醜状障害(系列区分 20・23・29・33)

第14級第4号 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの

第14級第5号 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの

2 障害等級決定の基準

(1) 外貌の醜状障害

ア 「外貌」とは、頭部・顔面部又は頸部における日常露出する部分をいう。

イ 「外貌に著しい醜状を残すもの」とは、原則として、次のいずれかに該当するものをいう。

(ア) 頭部にあつては、てのひら大(指の部分は含まない。以下同じ。)以上の癍痕又は頭蓋骨のてのひら大以上の欠損

(イ) 顔面部にあつては、鶏卵大以上の癍痕又は10円硬貨大以上の組織陥没(第11次改正・一部)

(ウ) 頸部にあつては、てのひら大以上の癍痕

ウ 「外貌に相当程度の醜状を残すもの」とは、原則として、顔面部の5センチメートル以上の線状痕をいう。(第11次改正・追加)

エ 「外貌に醜状を残すもの」とは、原則として、次のいずれかに該当するものをいう。

(ア) 頭部にあつては、鶏卵以上の癍痕又は頭蓋骨の鶏卵大以上の欠損

(イ) 顔面部にあつては、10円硬貨大以上の癍痕又は3センチメートル以上の線状痕

(ウ) 頸部にあつては、鶏卵大以上の癍痕

オ 外貌に係る癍痕、線状痕及び組織陥没のうち、眉毛、頭髪等にかくれる部分については、醜状として取り扱わないものとする。

(例) 眉毛の走行に一致して3.5センチメートルの縫合創痕があり、そのうち1.5センチメートルが眉毛にかくれている場合は、顔面に残った線状痕は2センチメートルとなるので、外貌の醜状には該当しない。

カ 顔面神経麻痺による「口のゆがみ」は「醜状を残すもの」として、また、閉けん不能はまぶたの障害として取り扱うものとする。(第9次改正・一部)

(参考)

右頬部に受傷し、加療中、次第に右顔面神経麻痺の徴候を呈し、顔半面は左方にひきつっている場合は、外貌の単なる「醜状」として取り扱う。

(労災補償 障害認定必携 引用)

キ 頭蓋骨のてのひら大以上の欠損により、頭部の陥没が認められる場合で、それによる脳の圧迫により神経症状がある場合は、外貌の醜状障害に係る等級と神経障害に係る等級のうち、いずれか上位の等級により決定するものとする。

ク まぶた、耳介及び鼻の欠損障害については、これらの欠損障害について定められている等級と外貌の醜状に係る等級のうち、いずれか上位の等級により決定するものとする。(第9次改正・一部)

なお、耳介及び鼻の欠損障害に係る醜状の取扱いについては、次による。

(ア) 耳介軟骨部の2分の1以上を欠損した場合、「著しい醜状を残すもの」とし、その一部を欠損した場合は、「醜状を残すもの」とする。

(イ) 鼻軟骨部の全部又は大部分を欠損した場合は、「著しい醜状を残すもの」とし、その一部又は鼻翼を欠損した場合は、「醜状を残すもの」とする。

ケ 2個以上の^{はん}癒痕又は線状痕が隣接し、又は相まって1個の^{はん}癒痕又は線状痕と同程度以上の醜状を呈する場合は、それらの面積、長さ等を合算して等級を決定するものとする。

コ 火傷治ゆ後の黒褐色変色又は色素脱失による白斑等であって、永久的に残ると認められ、かつ、人目につく程度以上のもので、その範囲が上記(1)のエに該当するものは、「醜状を残すもの」として取り扱うものとする。

(2) 上肢・下肢の露出面の醜状障害

ア 上肢又は下肢の「露出面」とは、上肢にあつては肩関節以下（手部を含む。）、下肢にあつてはひざ関節以下（足背部を含む。）の部分を用いる。

イ 「2個以上の^{はん}癒痕又は線状痕」及び「火傷治ゆ後の黒褐色変色又は色素脱失による白斑等」に係る取扱いについては、上記(1)のケ及びコの場合と同様とする。

3 併合等の取扱い

(1) 併合

次に掲げる場合にあつては、併合して等級を決定するものとする。

ア 外貌の醜状障害と上肢・下肢の露出面の醜状障害とを残した場合

イ 外貌の醜状障害と上肢・下肢の露出面以外の面の醜状障害とを残した場合

(例) 顔面部に第12級第14号、背部に第12級相当の醜状障害を残した場合は、併合等級第11級とする。(第9次改正・一部)

ウ 上肢の露出面の醜状障害と下肢の露出面の醜状障害とを残した場合

エ 外傷、火傷等により眼球を亡失するとともに、眼部周囲又は顔面の組織陥没、^{はん}癍痕等を生じた場合

(例) 1眼を亡失し(第8級第1号)、かつ、その周囲の組織陥没が著しい(第7級第12号)場合は、併合等級第5級とする。(第9次改正・一部、第11次改正・一部)

(2) 準用

次に掲げる場合にあっては、準用して等級を決定するものとする。

ア 上肢又は下肢の露出面の醜状障害で次に掲げる範囲のものは、それぞれ準用等級第12級とする。

(ア) 両上肢の露出面又は1上肢の露出面に、1上肢の露出面の全面積の2分の1程度を超える醜状を残したもの

(イ) 両下肢の露出面又は1下肢の露出面に、1下肢の露出面の全面積に及ぶ程度の醜状を残したもの

イ 上肢・下肢の露出面以外の面の醜状障害の取扱いについては、次による。

(ア) 両大腿のほとんど全域に及ぶ醜状障害又は胸部と腹部若しくは背部と^{でん}臀部にあってその全面積の2分の1程度を超える醜状障害は、準用等級第12級とする。

(イ) 1側の^{たい}大腿のほとんど全域に及ぶ醜状障害又は胸部と腹部若しくは背部と^{でん}臀部にあってその全面積の4分の1程度を超える醜状障害は、準用等級第14級とする。

(3) 加重

次に掲げる場合にあっては、加重として取り扱うものとする。

ア 既に外貌に醜状障害を残していた者が、その程度を加重した場合

イ 既に上肢又は下肢の露出面に醜状障害を残していた者が、その程度を加重した場合

ウ 既に上肢・下肢の露出面以外の面の醜状障害を残していた者が、その程度を加重した場合

(4) その他

上肢又は下肢の露出面の醜状障害と上肢・下肢の露出面以外の面の醜状障害とを残した場合及び2以上の上肢・下肢の露出面以外の面の醜状障害を残した場合にあっては、おのおの該当する等級のうち、いずれか上位の等級によるものとする。